

総務委員会 情報連絡

令和8年8月17日

情報連絡事項	頁
1 令和7年度情報公開制度と個人情報保護制度の運用状況について・・・・・・・・	2
2 令和7年度個人情報を取り扱う業務委託の実地検査の状況について・・・・・・・・	6
3 「あだちN祭2026」の開催について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	10

【参考】《エリアデザイン調査特別委員会 報告事項》

※資料は、エリアデザイン調査特別委員会（政策経営部）の報告資料にあり

- 1 綾瀬・北綾瀬エリアデザイン（綾瀬ゾーン）の取組み状況について
- 2 綾瀬・北綾瀬エリアデザイン（北綾瀬ゾーン）の取組み状況について
- 3 江北エリアデザインの取組み状況について
- 4 西新井・梅島エリアデザインの取組み状況について
- 5 竹の塚エリアデザインの取組み状況について
- 6 千住エリアデザインの取組み状況について

（ 政策経営部 ）

総務委員会情報連絡

令和8年8月17日

件 名	令和7年度情報公開制度と個人情報保護制度の運用状況について											
所管部課名	政策経営部 区政情報課											
内 容	令和7年度の標記運用状況について、報告する。											
	1 令和7年度区政情報開示請求について (1) 請求件数及び処理内訳 ア 請求件数 758件（対前年度比△273件） イ 主な請求内容 工事契約に関する金額入り工事設計書（施設営繕部・都市建設部） ウ 主な減要因 令和7年12月15日から、金額入り工事設計書をインターネットの専用サイトにて公表したため。 (工事設計書の請求件数：令和6年度 429件 ➡ 令和7年度 329件) 【区政情報開示請求とは】 工事契約や業務委託などの区政に関する情報を開示する制度 取下げ 17件 2% (△13件) 不存在 68件 9% (△48件) 一部開示 163件 22% (△21件) 開示 495件 65% (△137件) その他 15件 2% (△54件) 【その他の内訳】 <table><tr><th>No.</th><th>区分</th><th>件数</th></tr><tr><td>1</td><td>存否応答拒否 (情報の有無を答えることで、不開示情報があきらかになってしまう)</td><td>8件 (△8件)</td></tr><tr><td>2</td><td>不開示 (すべての情報が不開示)</td><td>7件 (△8件)</td></tr><tr><td>3</td><td>却下 (開示請求の権利を濫用している、請求内容が特定できないなど)</td><td>0件 (△38件)</td></tr></table>	No.	区分	件数	1	存否応答拒否 (情報の有無を答えることで、不開示情報があきらかになってしまう)	8件 (△8件)	2	不開示 (すべての情報が不開示)	7件 (△8件)	3	却下 (開示請求の権利を濫用している、請求内容が特定できないなど)
No.	区分	件数										
1	存否応答拒否 (情報の有無を答えることで、不開示情報があきらかになってしまう)	8件 (△8件)										
2	不開示 (すべての情報が不開示)	7件 (△8件)										
3	却下 (開示請求の権利を濫用している、請求内容が特定できないなど)	0件 (△38件)										

(2) 各部別請求件数

部 名	件数
政策経営部	28 (△ 8)
総務部	37 (△ 9)
危機管理部	2 (△13)
資産活用部	17 (± 0)
施設営繕部	246 (△14)
区民部	29 (+10)
地域のちから推進部	18 (△39)
産業経済部	9 (+ 4)
福祉部	34 (+ 5)
衛生部	69 (+24)

部 名	件数
環境部	17 (△24)
都市建設部	189 (△50)
会計管理室	4 (± 0)
教育指導部	24 (△58)
学校運営部	24 (△100)
子ども家庭部	9 (+ 1)
選挙管理委員会	2 (△ 2)
監査委員	0 (± 0)
農業委員会	0 (± 0)

2 令和7年度保有個人情報開示等請求について

(1) 請求件数及び処理内訳

ア 請求件数

450件 (対前年度比+151件)

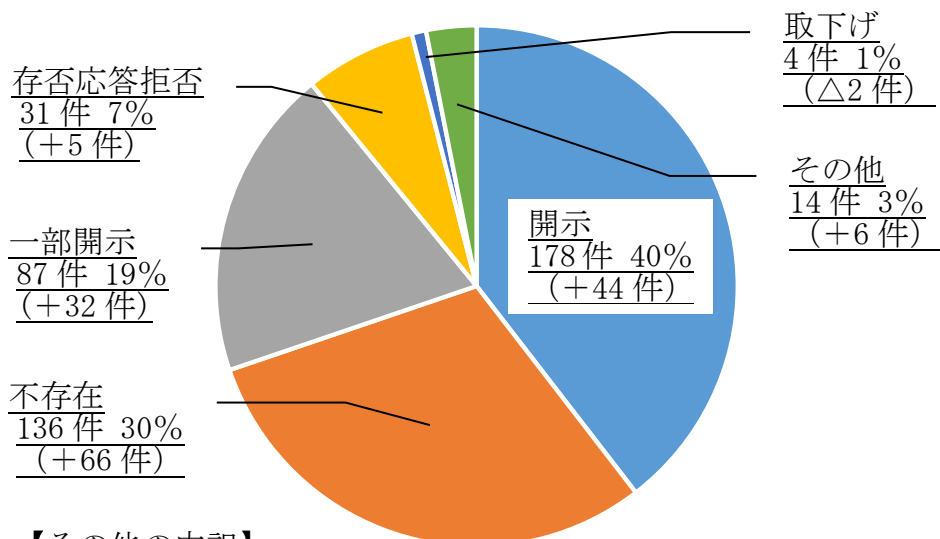
イ 主な請求内容

住民税の納付日が確認できる記録、住民票の交付申請書(区民部)

ウ 主な増要因

外国籍の請求者から、住民税の納付日が確認できる記録の開示請求が増加したため(令和6年度 4件 ➡ 令和7年度 101件)。

【保有個人情報開示等請求とは】
相談記録など自身の情報を開示、訂正等する制度



【その他の内訳】

No.	区分	件数
1	不開示 (すべての情報が不開示)	3件 (±0件)
2	開示請求に応じられない (代理権を証明する書類の提出がないなど)	3件 (+1件)
3	訂正しない (保有個人情報の訂正に応じない)	7件 (+5件)
4	訂正する (保有個人情報の訂正に応じる)	1件 (±0件)

(2) 各部別請求件数

部 名	件数
政策経営部	8 (△ 8)
総務部	10 (+ 9)
危機管理部	0 (△ 1)
資産活用部	1 (+ 1)
施設営繕部	2 (+ 2)
区民部	229 (+111)
地域のちから推進部	20 (+10)
産業経済部	0 (△ 1)
福祉部	80 (+48)
衛生部	13 (△13)

部 名	件数
環境部	0 (± 0)
都市建設部	0 (± 0)
会計管理室	0 (± 0)
教育指導部	57 (△ 6)
学校運営部	2 (△12)
子ども家庭部	28 (+11)
選挙管理委員会	0 (± 0)
監査委員	0 (± 0)
農業委員会	0 (± 0)

3 令和7年度情報公開・個人情報保護審議会の諮問状況

(1) 審議会の主な役割

情報公開制度の運営に関する重要事項について審議する。

(2) 審議会の開催回数と諮問・承認件数

ア 審議会開催回数	2回 (対前年度比 ± 0回)
イ 諮問件数	1件 (対前年度比 + 1件)
ウ 承認件数	1件 (対前年度比 + 1件)

(3) 諮問事項の内容

件名	〔諮問第492号〕足立区情報公開条例並びに同施行規則の改正及び情報公開制度運用の手引きの改訂について
内容	インターネット等で公表又は提供されている区政情報は、開示請求の対象とならない旨を明記する等の改正について諮問した。

4 令和7年度足立区個人情報保護評価委員会の実施状況

(1) 評価委員会の主な役割

所管課における個人情報の取扱いについて、法に照らし安全かつ適切であるか点検・確認・評価を行う。

(2) 評価委員会の構成

役職	職業等
委員長	政策経営部長
副委員長	ガバナンス担当部長
委員	I C T戦略推進担当課長
	情報システム課長
専門アドバイザー	弁護士
	東京電機大学教授 (情報システム分野)
	東海大学准教授 (通信ネットワーク分野)

	(3) 評価委員会の開催回数と評価件数 原則 1 か月に 1 回開催する。 ア 評価委員会開催回数 12 回 イ 評価件数 42 件 (4) 主な評価事業 ア 個人情報を含むクラウドファイル転送サービスの導入（ICT 戦略推進担当課） イ 日暮里・舎人ライナーにおける混雑緩和に向けた実証実験等業務委託（交通対策課） ウ 防犯対策に係る防犯設備の設置及び物品購入補助金審査業務委託（危機管理課）
--	--

総務委員会情報連絡

令和8年8月17日

件名	令和7年度個人情報を取り扱う業務委託の実地検査の状況について																
所管部課名	政策経営部 区政情報課																
内容	令和7年度個人情報を取り扱う業務委託について、実地検査の状況を報告する。 1 概要 令和5年度、個人情報保護法の改正に伴い、区が事業者に、個人情報を取り扱う業務を委託する場合は、実際の業務や個人情報の管理体制等について、少なくとも年1回以上は、原則、実地検査により確認することとなった。 2 調査結果 (1) 実地検査の実施状況 ア 実績等 令和7年度の実績は、実地検査が必要な898件中852件、95%（前年度比+57件、5ポイント増）。 実地検査の結果、委託先において個人情報が適切に管理されていることを確認した。 イ 今後の対応 全件、実地検査ができるよう、セキュリティ上の理由で立入が困難な場合や、遠方のため実地検査が未実施の業務に対しては、書面等による検査や代替措置による確認を促していく。 <table><tr><th>年度</th><th>実施 (件数, 割合)</th><th>未実施 (件数, 割合)</th><th>合計 (件数)</th></tr><tr><td>令和5年度</td><td>646件 (75%)</td><td>213件 (25%)</td><td>859件</td></tr><tr><td>令和6年度</td><td>795件 (90%)</td><td>84件 (10%)</td><td>879件</td></tr><tr><td>令和7年度</td><td>852件 (95%)</td><td>46件 (5%)</td><td>898件</td></tr></table>	年度	実施 (件数, 割合)	未実施 (件数, 割合)	合計 (件数)	令和5年度	646件 (75%)	213件 (25%)	859件	令和6年度	795件 (90%)	84件 (10%)	879件	令和7年度	852件 (95%)	46件 (5%)	898件
年度	実施 (件数, 割合)	未実施 (件数, 割合)	合計 (件数)														
令和5年度	646件 (75%)	213件 (25%)	859件														
令和6年度	795件 (90%)	84件 (10%)	879件														
令和7年度	852件 (95%)	46件 (5%)	898件														

(2) 実施したもの (95%、852件/898件) の内訳

理 由		件 数	令和6年度 (参考)
委託先に赴いて検査をしたもの		731	728
代替措置として、書面等による検査を行ったもの		121	67
1	セキュリティ上の理由等で立入困難なため	19	15
2	事業所が複数あるため	6	16
3	定期的に外部監査を受けているため	6	5
4	日程の調整が困難であったため	5	4
5	その他（代表の課がまとめて実地検査を行った、個人情報の持ち帰りが無い等）	85	27
合 計		852	795

(3) 実施していないもの (5%、46件/898件) の内訳

理 由		件 数	令和6年度 (参考)
今後、実地検査を行っていくもの		3	24
1	日程を調整中のため(令和8年4月以降に実施予定)	2	18
2	改定前の約款別紙による契約であるため	1	3
3	委託事業を区施設内で行っているため	0	3
書面による検査等、代替措置の検討が必要なもの		43	60
4	セキュリティ上の理由等で立入りが困難なため	11	22
5	受託者事業所が遠方のため	1	12
6	都、23区代表等が締結する委託契約であるため	11	9
7	附合契約等で約款別紙の添付がないため	4	8
8	その他(法令に基づく委任であるため、日程の調整ができず業務委託が終了したため等)	16	9
合 計		46	84

<参考>実施する必要がないもの (114件) の内訳

理 由		件 数	令和6年度 (参考)
1	個人情報の取扱実績や事業所への持ち帰りが無いため	88	94
2	受託者との協議のうえ実地検査を行わないとしたため(弁護士顧問契約等)	24	18
3	人材派遣契約であるため	2	2
4	契約履行期間が終了したため	0	3
合 計		114	117

3 区政情報課、情報システム課職員による実地検査同行

令和7年度は、所管課の実地検査に6件同行し、所管課への助言及び受託者の安全管理措置の確認を行った。

	業務委託内容	所管課
1	廃棄物処理委託	総務課
2	物価高騰緊急支援給付金支給事業 業務委託	定額減税給付金担当課
3	足立区生涯学習センター等の指定 管理業務	生涯学習支援課
4	住区センター管理業務委託	住区推進課
5	日暮里・舎人ライナーにおける混雑 緩和に向けた実証実験等業務委託	交通対策課
6	国保情報集約システムに係る運用 および情報連携業務の委託	国民健康保険課

4 実地検査の根拠規定等（別紙1参照）

- (1) 「個人情報の保護に関する法律」 第66条
- (2) 「個人情報の保護に関する法律についての事務対応ガイド」
4-8-9 (3)
- (3) 「個人情報に係る契約約款別紙」 第24条第2項

1 個人情報の保護に関する法律

【第 6 6 条】

行政機関の長等は、保有個人情報の漏えい、滅失又は毀損の防止その他の保有個人情報の安全管理のために必要かつ適切な措置を講じなければならない。

2 前項の規定は、次の各号に掲げる者が当該各号に定める業務を行う場合における個人情報の取扱いについて準用する。

- 一 行政機関等から個人情報の取扱いの委託を受けた者 当該委託を受けた業務
- 二 指定管理者（地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百四十四条の二第三項に規定する指定管理者をいう。） 公の施設（同法第二百四十四条第一項に規定する公の施設をいう。）の管理の業務
- 三 第五十八条第一項各号に掲げる者 法令に基づき行う業務であって政令で定めるもの
- 四 第五十八条第二項各号に掲げる者 同項各号に定める業務のうち法令に基づき行う業務であって政令で定めるもの
- 五 前各号に掲げる者から当該各号に定める業務の委託（二以上の段階にわたる委託を含む。）を受けた者 当該委託を受けた業務

2 個人情報の保護に関する法律についての事務対応ガイド（行政機関等向け）

【4－8－9 個人情報の取扱いの委託（3）】

保有個人情報の取扱いに係る業務を外部に委託する場合には、委託する業務に係る保有個人情報の秘匿性等その内容やその量等に応じて、作業の管理体制及び実施体制や個人情報の管理の状況について、少なくとも年 1 回以上、原則として実地検査により確認する。

3 個人情報に係る契約約款別紙

【第 2 4 条第 2 項】

2 発注者は、原則 1 年に一度、受注者の事務所及び実際に業務を遂行している場所に立ち入り、遵守状況及び書類の物件を検査することができる。ただし、発注者が、立ち入ることが困難であると認める場合には、立入りに変わる手段により物件の検査をすることができる。

総務委員会情報連絡

令和8年8月17日

件名	「あだちN祭2026」の開催について																
所管部課名	あだち未来創造室 SDGs・協創推進課																
内 容	「あだちN祭」について、令和8年3月に行った団体向けアンケート及び6月21日に行った団体交流会で団体に意見を聞いた。いただいた意見を参考に下記のとおり開催する。 1 開催目的 NPO活動を知り体験することで区民のNPOへの理解を深めるとともに、NPO団体・区民・企業等が連携する機会を創出する。 2 開催概要 <table border="1"> <thead> <tr> <th></th><th>令和7年度</th><th>令和8年度</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>日程</td><td>11月15日（土） 11月16日（日）</td><td>11月1日（日）</td></tr> <tr> <td>会場</td><td>(1) エル・ソフィア (2) NPO活動支援センター (3) 梅島公園 (4) 足立成和信用金庫</td><td>(1) 足立区役所 1階アトリウム 2階庁舎ホール 正面広場</td></tr> <tr> <td>出展予定数</td><td>85団体・企業</td><td>60団体程度</td></tr> <tr> <td>内容</td><td colspan="2">ブース出展、ワークショップ、ステージ発表、スタンプラリー抽選会</td></tr> </tbody> </table> 3 場所及び開催期間の変更理由 (1) 令和8年3月に行った団体向けアンケートでは、会場を分散せず1拠点での開催を望む声が多かった。 (2) 拠点を集約することで出展団体が同一会場で交流でき、イベントの一体感を作ることができる（複数の団体から区役所での開催希望の声あり）。 (3) 2日間の開催は団体にとって負担だという声が複数あった。 4 周知強化 (1) NPO活動を知っていただく機会を増やすため、イベント当日の1週間前よりアトリウムでNPO活動の紹介パネルを展示し、当日までの機運醸成を図る。 (2) あだち広報や区SNSに加えて近隣小中学校へチラシを配付する。			令和7年度	令和8年度	日程	11月15日（土） 11月16日（日）	11月1日（日）	会場	(1) エル・ソフィア (2) NPO活動支援センター (3) 梅島公園 (4) 足立成和信用金庫	(1) 足立区役所 1階アトリウム 2階庁舎ホール 正面広場	出展予定数	85団体・企業	60団体程度	内容	ブース出展、ワークショップ、ステージ発表、スタンプラリー抽選会	
	令和7年度	令和8年度															
日程	11月15日（土） 11月16日（日）	11月1日（日）															
会場	(1) エル・ソフィア (2) NPO活動支援センター (3) 梅島公園 (4) 足立成和信用金庫	(1) 足立区役所 1階アトリウム 2階庁舎ホール 正面広場															
出展予定数	85団体・企業	60団体程度															
内容	ブース出展、ワークショップ、ステージ発表、スタンプラリー抽選会																